

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金交付決定前着手届

令和8年 4月 15日

（宛先）松阪市長

住 所 松阪市殿町1340番地1

申請者 氏 名 農事組合法人 松阪市
代表 松阪 太郎

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金の交付決定前に事業に着手したので、下記の条件を了承の上、届け出ます。

1. 補助事業名

松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金

2. 事業着手予定日

令和 8 年 4 月 15 日

3. 事業完了予定日

令和 9 年 2 月 15 日

4. 交付決定前に着手を必要とする理由

本事業で導入しようとする機械は、販売事業者への確認の結果、納期まで最低10か月必要であり、交付決定後に発注した場合、事業の完了期限である2月中に事業を完了することが困難であるため。

【了承事項】

- (1) 交付決定までの間に生じた損失については、すべて自己の責任とすること。
- (2) 本届出によって、補助金の交付決定や採択が約束されるものではないこと。
- (3) 審査の結果、不採択や減額となった場合でも、一切の異議を申し立てないこと。